

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体の担うべき役割は、子育て、医療・介護など社会保障制度の充実や人口減少下における地域活性化対策、また、脱炭素化社会の実現に向けた取組や行政のデジタル化推進など新たな政策課題が増大しており、極めて多岐にわたり、その遂行が求められています。

一方、地方公共団体は限られた人員体制の中で、これら課題に加え近年多発している大規模災害への対応も迫られ、地方行政を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。

政府は、「骨太方針」に基づき地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきましたが、増大する行政需要と不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育てや介護の充実、地域医療の確保、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズに対応し、専門人材を育成するための社会保障予算を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、財源のさらなる拡充を図ること。
- 4 減税施策を行う際は、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど、地方財政に影響が生じないよう特段の配慮を行うこと。また、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。
- 6 地方自治体におけるデジタル人材確保への支援及びデジタル化における自治体業務システムの標準化については、移行に伴うシステム改修費及び移行後のランニングコストを含め、地方自治体の負担増とならないよう財政支援を行うこと。また、自治体DXの進展に伴い発生する各種制度改正への対応や人件費の増加についても、必要な財政措置を講ずること。
- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。
- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、専門人材の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 9 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保するとともに、人口減少による財源不足に直面する地方自治体を支援するため両機能の強化を図ること。また、地方の財源不足の補填については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- 10 地域経済の持続可能性を確保するため、地方自治体が実施する事業において、適切な労務費水準を反映した事業費を設定できるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月30日

上田市議会議長 池田 総一郎